

周南市市民参画推進審議会の役割

1 設置目的

市民参画条例の実効性を高め、市政への市民参画を推進すること

2 役割（周南市市民参画条例第15条第2項）

(1) 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、結果を答申します。

- ア 市が緊急を要することを理由に市民参画を実施しなかった施策について、その決定の妥当性等について
- イ 市民参画の実施状況の評価
- ウ 市民参画条例の運用状況に関する事項
- エ 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- オ この条例の見直しに関する事項
- カ 前各号に掲げるもののほか、市民参画に関する基本的事項

(2) 独自に市民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

3 本年度の具体的な審議内容について

今年度は、以下の審議事項について検討していただきます。

(1) 平成28年度市民参画実施状況の評価に関する事項

- ア 市民参画条例の規定に基づき実施しているか。
- イ 市が緊急を要することを理由に市民参画を実施しなかった施策について、その決定が妥当であったか。

※イについては H28 年度は該当する案件がないため評価は不要です。

(2) 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項

- ア 効果的な市民参画を得るための手法について。

(3) 市民参画条例に関する事項

- ア 条例の適時性を確保するため、この条例の見直しに関する事項

※周南市市民参画条例は、平成29年に条例制定から10年が経過することになります。これまでの本市の市民参画の取り組み、社会情勢の変化などを踏まえ、条例のあり方についてご意見を伺います。

周南市市民参画推進審議会の運営に関する確認事項

1 会議の原則

委員の皆さんは、会議に参加するに当たり、次の事項を基本原則としてください。

- (1) **自由な発言**：自由な発言を最大限に尊重します。
- (2) **誹謗中傷の禁止**：特定の個人や団体の批判中傷は行いません。
- (3) **簡潔明瞭な発言**：発言は要点を整理し、簡潔に行います。

2 発言の公平性

会議の進行役は、発言が偏らないよう公平に意見を求める運営に配慮します。

3 意見集約の方法

- (1) 会議で出された意見は、少数意見であっても尊重します。
- (2) 決定は全員合意を原則としますが、必要なときは両論併記とします。
ただし、迅速な決定等を要する場合は、出席した委員の過半数の賛成でその結論とします。なお、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- (3) 一度出た結論については、原則として再度議題とはしないものとします。
ただし、会長が特に必要と認めた場合は、審議会に諮った上で再度議論することができます。

4 議事録の作成

- (1) 議事録（概要一要点記録）は事務局が原案を作成します。会議終了後、審議会会長の確認を経て公表します。
- (2) 議事録に発言者の氏名は記載せず、職名（会長、副会長、委員A. B等）を記載します。

5 会議の公開（周南市情報公開条例・附属機関等の設置及び運営に関する規程）

- (1) 会議は、公開とします。
- (2) 会議の公開は、会長が、会議の傍聴を希望する市民等に傍聴を認めることにより行います。
- (3) 会議の傍聴者の定員は、10人程度とします。
- (4) 傍聴者の決定は当日受付の先着順（会議資料を用意）とします。
- (5) 傍聴者の発言は認めませんが、傍聴者の意見については、文書という形で事務局が受け付け、次回の審議会に「前回の審議会における傍聴者の意見」として提

出します。

- (6) 傍聴者に対して、添付の「周南市市民参画推進審議会 傍聴者の皆様へ」(裏面「市民参画推進審議会に関するアンケート」)を配布します。

【傍聴することができない者】

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴者の守るべき事項】

傍聴者は、会議を主宰する会長又は会長を補助する事務局職員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければいけません。

- (1) 会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議の会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
ただし、附属機関等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

6 会議の成果の取り扱い

会議の成果は、議論経過(議事録)を含め、市のホームページや広報を通じて住民の皆さんに周知するほか、本庁及び各総合支所の情報公開・個人情報保護の窓口に備えます。

7 確認事項の変更及び追加

この審議会の運営に関する確認事項は、審議会の合意により、変更又は追加できるものとします。